

◎ 特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を規定

【法令名】

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

【掲載官報】	令和元年12月4日 号外第176号 42ページ
【法令番号】	令和元年12月4日 法律第64号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日から起算して6月を経過した日〔令和2年6月4日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 目的</p> <p>この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とすることとした。(第1条関係)</p> <p>2 定義</p> <p>(一) 「地域人口の急減」とは、一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいうこととした。(第2条第1項関係)</p> <p>(二) 「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいうこととした。(第2条第2項関係)</p> <p>(三) 「特定地域づくり事業協同組合」とは、3の(一)の認定を受けた事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)をいうこととした。(第2条第3項関係)</p> <p>(四) 「特定地域づくり事業」とは、特定地域づくり事業協同組合が行う4の(一)及び(二)の事業をいうこととした。 (第2条第4項関係)</p> <p>3 特定地域づくり事業協同組合</p> <p>(一) 認定</p> <p>地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、</p>

当該事業協同組合が一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることとした。

(第3条第1項関係)

(二) 認定の有効期間及びその更新

(1) 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して10年とすることとした。(第6条第1項関係)

(2) 認定の有効期間の満了後引き続き特定地域づくり事業協同組合として特定地域づくり事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その有効期間の更新を受けなければならないこととした。(第6条第2項関係)

4 特定地域づくり事業

(一) 特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行うこととした。

(第10条第1項関係)

(二) 特定地域づくり事業協同組合は、(一)の事業のほか、中小企業等協同組合法第9条の2第1項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができることとした。(第10条第2項関係)

5 監督

(一) 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、特定地域づくり事業に関し事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととした。(第11条第1項関係)

(二) 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととした。(第11条第2項関係)

6 国及び地方公共団体の援助等

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとした。(第16条関係)

7 労働者派遣法の特例

(一) 特定地域づくり事業協同組合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第5条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、特定地域づくり事業として、その雇用する職員(期間を定めないで雇用する職員に限る。)のみを対象として労働者派遣法第2条第3号に規定する

WestlawJapan 法令あらまし

	労働者派遣事業を行うことができることとした。(第 18 条第 1 項関係) (二) 特定地域づくり事業協同組合は、この法律及び労働者派遣法その他の労働に関する法令を遵守するとともに、(一)による労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならないこととした。(第 18 条第 3 項関係)
【改正される法令】	・ 内閣府設置法 (平成 11 年法律第 89 号)